

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年12月24日 06時50分ごろ
発生場所	山口県長門市仙崎漁港 仙崎港弁天島防波堤北灯台から真方位296° 200m付近 (概位 北緯34° 23.8′ 東経131° 12.0′)
事故の概要	プレジャーボート旭は、離岸作業中、また、漁船藤丸は、出航中、両船が衝突した。 旭は右舷外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月24日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 旭、12トン 291-36969山口、個人所有 B 漁船 藤丸、2.8トン YG3-46933（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷外板に亀裂 B なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：07時18分
事故の経過	船長Aは、離岸作業を開始する直前に周囲を見たところ、出航する他船を見なかったため、周囲には出航する他船はいないものと思って離岸作業を開始した後、微速力前進で手動操舵により漁港内を北上した。 船長Bは、出航時に周囲を確認した際、A船が係船中であったため、出航することはないと思い、左舷方の別の出航船に注意しながら出航中、A船の船尾甲板にいた同乗者からの声を聞き、前方のA船に気付いた。
分析	A船は、船長Aが、出航する他船がいらないものと思い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、出航中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、出航中、船長Bが、左舷方の出航船に注意を向けていたことから、前方のA船に気付かなかったものと考えられる。

原因	本事故は、日出前の薄明時、船長Aが、周囲の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、左舷方の出航船に注意を向けていて見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
-----------	--